

令和7年度

事業計画書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日)



公益財団法人旭川市スポーツ協会

目 次

該当頁

I 事業方針	P1
II 活動方針	
III 事業計画	P2
【公益目的事業】	
1 スポーツの普及・振興を図る事業	
(1)スポーツ大会開催事業（定款第4条第1項第1号関係）	
①大規模スポーツイベント開催事業	
ア 2025 旭川ハーフマラソンの開催 イ 第46回バーサーロペット・ジャパンの開催	
②北彩都歩くスキーコース整備事業（定款第4条第1項第1号・第7号関係）	
(2)市民のスポーツイベント開催事業（定款第4条第1項第7号関係）	
①夏季「市民スポーツの日」事業 ②冬季「市民スポーツの日」事業	
(3)講習会等開催事業（定款第4条第1項第1号関係）	
(4)スポーツリーダーバンク事業（定款第4条第1項第1号関係）	P3
(5)スポーツボランティア育成事業（定款第4条第1項第1号関係）	
(6)ニュースポーツ用具等の地域貸出（定款第4条第1項第4号関係）	
(7)スポーツ功労者等表彰事業（定款第4条第1項第4号関係）	
(8)学校体育施設の予約管理（定款第4条第1項第7号関係）	
(9)スポーツ情報の提供事業（定款第4条第1項第5号関係）	
(10)AED（自動体外式除細動器）の貸出事業（定款第4条第1項第4号関係）	
2 スポーツ団体等の育成支援事業（定款第4条第1項第4号関係）	
(1)スポーツ少年団育成事業	
①大会等開催事業 ②研修活動事業 ③交流活動事業 ④普及広報事業 ⑤組織整備事業	
(2)加盟団体等育成事業（定款第4条第1項第2号・第4号関係）	P4
①助成事業 ②利用団体事務室・会議室の運営 ③各種大会入賞者への会長賞表彰	
④総合型地域スポーツクラブの普及と育成	
3 スポーツ推進のための各種教室等の開催及び体育施設の管理運営事業	P5
(1)旭川市総合体育館の管理運営〔指定管理事業〕（定款第4条第1項第1号・第6号関係）	
①スポーツ教室の開催 ②トレーニング相談事業 ③歩くスキーのリユース事業	
④施設の管理運営	
(2)大成市民センターの管理運営（定款第4条第1項第1号関係）	P6
①スポーツ教室の開催 ②スポーツ講座の開催 ③施設の管理運営	
(3)健康体力づくり教室等（定款第4条第1項第1号関係）	P7
①スポーツチャレンジ講座 ②逆上がり講習会	
【法人管理運営事業】	
【その他】	
上川管内スポーツ協会連絡協議会の運営	
上川管内スポーツ少年団連絡協議会の運営	
総合型地域スポーツクラブ上川ネットの運営	

令和7年度 公益財団法人旭川市スポーツ協会 事業計画書

I 事業方針

当協会は、旭川市のスポーツ団体を統括し、スポーツ推進に関する事業を行い、市民の健全な心身の発達と地域の活性化に寄与することを目的として昭和27年4月に発足、昭和60年4月に財団法人の認可を受けました。

また、平成18年度から旭川市総合体育館の指定管理者として、効率的な管理運営とサービスの向上を目指すとともに、スポーツ活動の拠点施設の管理運営を通じて市民の健康・体力づくりに貢献してまいりました。

民による公益の増進を目指した公益法人制度改革に伴い、平成25年4月1日付けで公益財団法人に移行、また、令和6年度に旭川市総合体育館の指定管理者に再選定され2年目となり、施設の安心、安全な管理運営に努めてまいります。

今後も公益性の高い事業を積極的に展開し、市民のスポーツ振興や加盟団体の活動推進、地域の活性化に取り組んでまいります。

II 活動方針

- 1 市民の皆さんが日常の生活にスポーツを積極的に取り入れ、日々の暮らしに豊かさや充実感を実感できるよう、多様な市民ニーズに応える事業を展開し、生涯スポーツの推進に努めます。
- 2 スポーツ少年団組織の充実と単位団活動の活性化を図り、スポーツを通じて子どもたちの健全な心身の育成に努めます。
- 3 行政や関係機関、各種団体との連携を図り、バーサーロペット・ジャパン、旭川ハーフマラソンの主管団体として積極的に大会の開催を推進し、スポーツ振興と地域の活性化に寄与します。
- 4 旭川市総合体育館の指定管理者、大成市民センターの管理運営受託者として公平で平等な利用促進や効率的かつ安全な管理運営に努めスポーツの普及・振興に貢献します。
- 5 スポーツ大会等の情報を広く収集し、ホームページなどを活用して情報提供することで、「見るスポーツ」の普及を図るなど、多くの市民がスポーツに接する機会を創出できるよう、広報活動を充実してまいります。
- 6 旭川市を含む三者での協力協定に基づき、プロバレーボールチームの「ヴォレアス北海道」の支援に取り組むほか、様々な競技の日本代表チームの合宿誘致を推進するなど、地域貢献や全市的な応援体制づくりに尽力します。

Ⅲ 事業計画

【公益目的事業】

1 スポーツの普及・振興を図る事業

(1) スポーツ大会開催事業（定款第4条第1項第1号関係）

① 大規模スポーツイベント開催事業

ア 2025旭川ハーフマラソンの開催

道北陸上競技協会及び当協会が主管団体となり、ランニング競技の普及と市民の健康増進を目指すとともに、道内外からの参加者を誘客し地域の活性化を図ります。

- ・開催日 2025年9月28日（日）
- ・会場 道北アークス大雪アリーナ周辺
- ・種目 ハーフ・10km・2.5km
- ・目標参加人員 3,200人

イ 第46回バーサーロペット・ジャパンの開催

旭川スキー連盟及び当協会が主管団体となり、クロスカントリースキーの大会を開催し、冬季スポーツの振興と市民の健康増進を目指すとともに、道内外からの参加者を誘客し地域の活性化を図ります。

- ・開催日 2026年3月7日（土）～8日（日）
- ・会場 北彩都特設会場及び周辺河川敷特設コース
- ・種目 クロスカントリースキー・歩くスキー、ミニロペットほか
- ・目標参加人員 1,500人

② 北彩都歩くスキーコース整備事業（定款第4条第1項第1号・第7号関係）

旭川市からの受託事業として、バーサーロペット・ジャパンのコースの一部を活用した「北彩都歩くスキーコース」を造成管理し、冬季スポーツの振興に努めます。

- ・開設期間 2026年1月上旬～3月下旬
- ・造成コース 北彩都地区周辺（旭川駅裏折り返し4.5kmコース）

(2) 市民のスポーツイベント開催事業（定款第4条第1項第7号関係）

旭川市民スポーツの日事業

旭川市は、昭和55年度から6月及び2月の第3日曜日を「市民スポーツの日」として制定しており、旭川市からの受託事業として市民がスポーツに親しむ機会を拡充するため事業を実施します。

ア 夏季「市民スポーツの日」事業

- ・期日 2025年6月15日（日）
- ・場所 未定
- ・内容 スポーツイベント（予定）

※スポーツの日関連事業

- ・期日 2025年6月29日（日）
- ・場所 旭川市総合体育館
- ・内容 ボールゲームフェスタ（予定）

イ 冬季「市民スポーツの日」事業

- ・期日 2026年2月15日（日）

※旭川市総合体育館、大成市民センター体育館の無料開放を実施予定

(3) 講習会等開催事業（定款第4条第1項第1号関係）

スポーツ指導者・スポーツボランティア・少年団に加盟している父母などを対象に開催し、

スポーツを支える人材としての意識の醸成を図るとともに、市民のスポーツ振興を目指します。(期日・場所 未定)

(4)スポーツリーダーバンク事業 (定款第4条第1項第1号関係)

各種スポーツ・レクリエーション活動及びスポーツ教室の実技指導を行う指導者の登録と要請に応じた派遣を行いスポーツの普及・振興を図ります。

・令和7年2月末の登録指導者数21名 派遣可能種目27種目

(5)スポーツボランティア育成事業 (定款第4条第1項第1号関係)

各種スポーツ大会やイベント等を支えるボランティアを養成し、市民等からの要請に応じて派遣を行い、大会やイベントの円滑な運営を支援します。

・令和7年2月末の登録者数24名

(6)ニュースポーツ用具等の地域貸出 (定款第4条第1項第4号関係)

学校行事や地域事業など様々な場面でスポーツと出会い、健康づくりの一翼を担えるよう各種ニュースポーツ用具の無料貸し出しを行います。

用具名	保有数	用具名	保有数
フロアカーリング	6	カーリンコン	4
4コートバレー	2	ノルディックウォーキングポール	24
バッグ	2	ターゲットバードゴルフ	2
ディスクゲッター	2	インディアカ	2
ふまねっと	1	クロリティー	1
キンボール	1	ペガーボール	1
ペタンク	1	ボッチャ	2
スノーシュー	22	モルック	3

(7)スポーツ功労者等表彰事業 (定款第4条第1項第4号関係)

旭川市スポーツ協会表彰

本市のスポーツ振興に貢献された方に「スポーツ功労賞」、「スポーツ功績賞」、「スポーツ貢献賞」を、全国大会等で優秀な成績を収めた選手に「ベストプレイヤー賞」、「スポーツ特別賞」等を贈呈し表彰します。

・期 日 2025年10月13日 (月・スポーツの日)

・場 所 アートホテル旭川

(8)学校体育施設の予約管理 (定款第4条第1項第7号関係)

市が実施する学校施設スポーツ開放事業において、電子錠を設置した体育施設の予約システム及び操作支援を行います。

(9)スポーツ情報の提供事業 (定款第4条第1項第5号関係)

スポーツ大会カレンダーの作成

市内のスポーツ団体等が市内及び近郊で開催する各種スポーツ大会の期日、会場を記載した冊子を作製し配布するほか、ホームページを活用して広く市民に情報提供を行い、スポーツの普及と地域の活性化に寄与します。(掲載大会約580大会)

(10)AED (自動体外式除細動器) の貸出事業 (定款第4条第1項第4号関係)

加盟団体等が主催する各種事業において、救急救命活動に備えるため、AEDを無料で貸し出します。(2台保有)

2 スポーツ団体等の育成支援事業 (定款第4条第1項第4号関係)

(1)スポーツ少年団育成事業

スポーツ活動を中心に、団員相互の交流促進や次世代を担うリーダーの育成、指導者の養成支援のなど、青少年の健全育成と競技力向上を図るため、各種事業を実施します。

事業名	概要
①大会等開催事業	
第42回武道フェスティバル	期日：2025年5月11日（日） 会場：旭川市総合体育館
第44回旭川市スポーツ少年団軟式野球交流大会	期日：2025年5月上旬予定 会場：当麻町営野球場（予定）
第46回スタルヒン杯争奪全道スポーツ少年団軟式野球交流大会	期日：2025年7月19日（土）～21日（月・祝） 会場：旭川ドリームスタジアム他
第18回旭川市スポーツ少年団バレーボール交流大会	期日：2025年7月19日（土） 会場：旭川市総合体育館
体力テスト会	期日：2025年10月18日（土） 会場：旭川市総合体育館
第31回ななかまど杯少年剣道大会	期日：2025年10月19日（日） 会場：旭川市総合体育館
②研修活動事業	
リーダー養成研修会	期日：2026年1月（予定） 会場：富沢ふれあいの家（予定）
指導者・保護者研修会（仮称）	※期日等は、少年団理事と協議し決定する
③交流活動事業	
親子交流レク（仮称）	期日：未定 会場：未定
スポーツ少年団体験会	※期日等は、少年団理事と協議し決定する
④普及広報事業	
旭川市スポーツ少年団（単位団含む）の活動を広くPRし、少年団への理解と関心を深めることを目的に行います。（ホームページの活用及び少年団広報誌の発行）	
⑤組織整備事業	
子どもたちの成長をサポートしていく組織体制を整備・強化することを目的に行います。	
⑥その他	
◇第43回指導功労賞表彰式（期日：2025年8月予定、会場：未定）	
◇フィジカルチェック（期日・会場 未定）	
◇各種事業への派遣	
・上川管内競技別交流大会（軟式野球、剣道、バレーボール）	
・全国、全道競技別交流大会（軟式野球、剣道、バレーボール）	
・全国、全道スポーツ少年大会及びリーダースクール	

(2)加盟団体等育成事業（定款第4条第1項第2号・第4号関係）

①助成事業

ア 運営費補助金の交付

加盟団体の育成を図るため、新規加盟から6年間、運営費補助金を交付します。

イ 活動支援助成金の交付

加盟団体等の活動を支援するとともに市民スポーツの底辺拡大を目指して、申請に基づいて次の事業に助成金を支給します。

<対象となる事業>

加盟団体等が市民を対象に新たにスポーツ教室・講習会・大会^{※注}を実施する場合

※注：参加資格を競技団体の登録者に限定する事業は対象外とします。

②利用団体事務室・会議室の運営

利用団体事務室・会議室を有効に活用し、各種利用団体の活動を支援します。

・令和7年2月末現在4団体入居

③各種大会入賞者への会長賞表彰

加盟団体等の申請に基づき、各種大会等で優秀な成績を収めた選手に、会長賞（楯、賞状）を贈呈します。

④総合型地域スポーツクラブの普及と育成

総合型地域スポーツクラブは、子どもから高齢者までの多世代で様々なスポーツを愛好する人々が、それぞれの志向・レベルに合わせて参加ができ、身近な地域でスポーツに親しめる活動の拠点や地域コミュニティの核としての役割が期待されることから、その普及と育成を図ります。

3 スポーツ推進のための各種教室等の開催及び体育施設の管理運営事業

(1)旭川市総合体育館の管理運営〔指定管理事業〕（定款第4条第1項第1号・第6号関係）

市民のスポーツ活動を推進する拠点施設である旭川市総合体育館の指定管理者として、施設の機能を最大限に活かし各種事業を実施するとともに適正な管理運営に努めます。

【指定管理期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）】

①スポーツ教室の開催

子どもから高齢者まで幅広い世代の初心者等を対象に、市民の健康増進と生涯スポーツの普及と振興を図ります。また、参加者アンケートなどにより、ニーズに合った運営を行い、効果的な教室等を企画します。

	内容（名称）	対象	回数
スポーツ教室	ニュースポーツ&ストレッチ	一般	10
	フラダンス		
	卓球		
	ジュニアチャレンジ	小学生	
	バドミントン	一般	
	ピラティス		
	肩こり腰痛予防		
	ミニバレー		
	エアロビ+ヨガ		
	ソフトテニス		
	太極拳		
親子チャレンジ運動	3歳以上の未就学児とその保護者	3	
ワンデイ講座	卓球・バドミントン	小学生以上	月1回

※参加予定人員 470人

②トレーニング相談事業

各種トレーニングの正しい知識を普及するため、トレーニングルームに日本パワーリフティング協会1級審判員の資格を有する相談員1名、厚生労働省認定ヘルスケアトレーナー・厚生労働省認定健康運動指導士の資格を有する相談員1名、計2名の相談員を配置し、利用者からの様々な相談やニーズに対応します。

＜相談日＞月・火・水・木（10～12時，18時30分～20時30分）
土（15時～17時）

③歩くスキーリユース事業

資源の有効利用を図るリユース活動に関心が高まっている中、家庭で使われなくなった歩くスキー用具を寄贈してもらい、希望者に無料で貸し出すことにより、スキー用具の有効活用と冬期間における市民の健康増進及び冬季スポーツの振興を図ります。

（貸出期間：2025年11月下旬～2026年3月中旬 *寄贈用具の回収は通年で実施）

④施設の管理運営

誰もが利用しやすい環境を整備し、施設を利用する方々が安全で安心して利用できる管理運営を行います。

ア 施設内の安全・安心の確保

施設内で体調がすぐれなくなった利用者に対し、一時的に休養できるケアルームを設けており、AED・車いす・布担架・松葉杖を配置します。

また、傷病者発生や火災などの緊急事態に備え、定期的な職員講習を行い、施設の安全・安心の確保を図ります。

イ 誰もが利用しやすい環境整備と柔軟な対応

・高齢な方への対応

館内表示や利用ルールをわかりやすく表示するほか、受付に老眼鏡を配備します。

・障がいのある方への対応

合理的配慮の基本的な考え方をもとに、出入口付近への車いすの配備や受付窓口で筆談ノートを用意し丁寧な対応に努めます。

・国外の方への対応

多言語対応可能な端末を受付窓口を設置し、館内にも英語表示を併記するなどの対応に努めます。

ウ 施設の利用調整

翌年度の全国大会・全道大会・地区大会等の希望会場及び日程を集約し、希望が重複する場合には、各団体と調整を行い、可能な限り各大会開催の実現に向けて公平に対応します。

＜利用調整対象施設＞総合体育館，大成市民センター体育館，
忠和公園体育館，東光スポーツ公園武道館

また、総合体育館アリーナの利用にあたっては、公平性のある利用の確保のため月1回の専用使用抽選会を実施します。

エ 施設の清掃・保守点検

スポーツ施設管理士・運営士の資格を有する職員のもとで保守管理等を徹底し安全管理と施設の環境衛生管理に努めます。

(2)大成市民センターの管理運営（定款第4条第1項第1号・第6号関係）

市中心部の施設である大成市民センター体育館及び住民会館の管理運営受託者として、各種事業を実施するとともに適正な管理運営を図ります。

①スポーツ教室の開催

市民スポーツの振興と普及を図るため、初心者も取り組みやすいスポーツ教室を年間2教室開催します。

・予定種目：ボクシングエクササイズ、ZUMBA（ズンバ） 参加予定人員60名

②スポーツ講座の開催

初心者を対象にスポーツ講座等を開催し、スポーツの普及・振興を図ります。

③施設の管理運営

誰もが利用しやすい環境を整備し、施設を利用する方々が安全で安心して利用できる管理運営を行います。

ア 施設内の安全・安心の確保

施設内での不測の事態に備え、AED・車いすを配置します。

また、傷病者発生や火災などの緊急事態に備え、定期的な職員講習を行い、施設の安全・安心の確保を図ります。

イ 誰もが利用しやすい環境整備と柔軟な対応

館内表示や利用ルールをわかりやすく表示することをはじめ、誰もが利用しやすい施設となるよう柔軟で丁寧な対応に努めます。

ウ 施設の利用調整

公平性のある利用の確保のため月1回の専用使用抽選会を実施します。

エ 施設の清掃・保守点検

スポーツ施設管理士・運営士の資格を有する職員のもとで保守管理等を徹底し安全管理と施設の環境衛生管理に努めます。

(3)健康体力づくり教室等（定款第4条第1項第1号関係）

①スポーツチャレンジ講座

小学生を対象に運動遊びを体験してもらい、「走る・跳ぶ・投げる」等の運動における体の使い方の基礎を楽しく学ぶ講座を開催します。（2回開催）

②逆上がり講習会

小学生を対象に、専門的な知識を有する講師の指導により、技術の習得が難しい逆上がりのコツを掴むことを目的に開催します。（2回開催）

【法人管理運営事業】

法人の管理運営に関すること。

【その他】

○上川管内スポーツ協会連絡協議会の運営

上川管内の23市町村で構成される連絡協議会の事務局として、会議（常任理事会、理事会）の開催、体育功労者の表彰、ブロック活動助成事業、青少年育成助成事業を通じて、管内のスポーツ普及・振興を図ります。

○上川管内スポーツ少年団連絡協議会の運営

上川管内20市町のスポーツ少年団連絡協議会の事務局として、管内スポーツ少年団の大会運営等を通じて青少年スポーツの普及・振興を図ります。

○総合型地域スポーツクラブ上川ネットの運営

上川管内中部の総合型地域スポーツクラブ（現在8クラブ）の事務局として、相互の連携協力を図り、体験型の自主事業を実施する等、地域に根ざした生涯スポーツの普及・振興を図ります。